

松阪市
放課後児童クラブ
運営基本方針



令和8年(2026年)4月

松阪市

目次

1. 基本方針策定の背景.....	1
2. 基本方針策定の目的	1
3. 児童クラブの現状.....	1
(1)児童クラブの設置状況(令和7年4月1日現在)	2
(2)支援員の人数	2
(3)利用児童の推移	2
4. 各児童クラブにおける運営状況.....	4
(1)児童クラブの運営状況.....	4
(2)補助金制度に関する現状	5
5. 運営の課題	7
6. 基本方針.....	8
7. 基本方針実現のための方策	9
8. 指定管理者制度導入へのスケジュール	10

1. 基本方針策定の背景

本市の放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という)の運営は、保護者は子育てに第一義的な責任を持つからこそ、まずもって保護者に主体的に関わってほしいという理念のもと、平成 9 年に徳和小学校で保護者会運営という”自助の仕組み“でスタートし、現在では香肌小学校を除く 35 校でクラブが利用できる環境となりました。

しかしながら、共働きやひとり親世帯の増加等社会情勢の変化に伴い、児童クラブのニーズが増加し、社会における児童クラブの重要性が高まる一方で、運営主体である保護者会の事務負担や運営責任が増し、育成支援に携わる指導員(支援員)の人材不足という運営課題も抱えています。

このような中、松阪市教育改革推進会議において児童クラブが果たすべき役割を確認しながら 子どもを真ん中に据えた議論がなされ、提言書である「放課後児童健全育成事業の今後のあり方について 放課後児童クラブ運営の新しい公民連携のかたち」が提出されました。

この提言を踏まえ、市全体の児童クラブ運営の基本的な方向性を示すものとなる基本方針を策定するものです。

2. 基本方針策定の目的

基本方針は、望まれる体制を構築していくための運営体制について、“自助”から“公助”の仕組みに転換するにあたり、松阪市が運営主体として責任を持って事業を推進するための方向性を示すとともに、指定管理者制度の導入を踏まえた今後の児童クラブ運営のあり方の指針となるべきものとして策定するものです。

3. 児童クラブの現状

令和 7 年 4 月現在、42 の児童クラブを設置しており、利用者数は 1,436 人です。

小学校の児童数が減少している一方で、児童クラブの利用児童数は毎年増加しており、入会率は19.3%となっています。

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年9月 26 日条例第 27 号)に基づき、各運営主体により開所日や開所時間、利用料、定員などの運営規定を策定しています。

運営規定は、運営者が策定するため、利用時間や利用料、支援員の雇用や待遇等統一されていません。また、各児童クラブ利用児童数、さらに支援員の雇用数、

待遇等が異なることから運営経費に大きな格差があります。

(1)児童クラブの設置状況(令和7年4月1日現在)

・設置状況 42 クラブ

・運営形態 ①保護者会による運営(21 小学校区 24 クラブ)
 ②社会福祉法人による運営(3小学校区 7 クラブ)
 ③NPO 法人による運営(3 小学校区3クラブ)
 ④一般社団法人による運営(3小学校区4クラブ)
 ⑤株式会社による運営(3 小学校区4クラブ)

・中学校区別運営主体

中学校区	保護者会	法人等	中学校区	保護者会	法人等
殿町	2	2	大江	1	
鎌田	3		嬉野	3	4
久保	2	3	三雲	1	5
東部	2	4	飯南	1	
中部	2		飯高	1	
中部/西※	1		多気	1	
西	4		計	24	18

※ 中部/西は、一部の町単位で校区が分かれているクラブ

(2)支援員の人数

・市内の児童クラブに従事する支援員(補助員を含む)は、延べ256人(令和6年度)

(3)利用児童の推移

◆放課後児童クラブ学年別通所人数表 (各年4月1日現在) 単位:人

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R6	408	378	336	177	98	55	1,452
R5	391	406	273	168	85	68	1,391
R4	409	322	277	171	94	46	1,319
R3	342	332	249	187	98	46	1,254
R2	356	319	279	166	115	43	1,278

◆公立小学校児童数表（各年5月1日現在）

単位:人

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	合計
R6	1,120	1,244	1,281	1,231	1,262	1,363	7,501
R5	1,237	1,264	1,240	1,262	1,356	1,463	7,842
R4	1,292	1,263	1,275	1,382	1,476	1,436	8,124
R3	1,240	1,250	1,359	1,449	1,424	1,459	8,181
R2	1,250	1,358	1,451	1,426	1,467	1,477	8,429

◆小学校児童数に対する放課後児童クラブ入会率（各年4月1日現在）

単位:人

年 度		小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	合計
R6	児童数	1,120	1,244	1,281	1,231	1,262	1,363	7,501
	通所数	408	378	336	177	98	55	1,452
	入会率	36%	30%	26%	14%	8%	4%	19%
R5	児童数	1,237	1,284	1,240	1,262	1,356	1,463	7,842
	通所数	391	406	273	168	85	68	1,391
	入会率	32%	32%	22%	13%	6%	5%	18%
R4	児童数	1,292	1,263	1,275	1,382	1,476	1,436	8,124
	通所数	409	322	277	171	94	46	1,319
	入会率	32%	25%	22%	12%	6%	3%	16%
R3	児童数	1,240	1,250	1,359	1,449	1,424	1,459	8,181
	通所数	342	332	249	187	98	46	1,254
	入会率	28%	27%	18%	13%	7%	3%	14%
R2	児童数	1,250	1,358	1,451	1,426	1,467	1,477	8,429
	通所数	356	319	279	166	115	43	1,278
	入会率	28%	23%	19%	12%	8%	3%	15%

注意: 児童数は各年度5月1日現在

◆今後の利用者数見込み(松阪市こども計画より抜粋)

単位:人

	R8	R9	R10	R11
低学年	1,205	1,250	1,294	1,341
高学年	339	345	350	355
計	1,544	1,595	1,644	1,696

4. 各児童クラブにおける運営状況

市内42の各児童クラブにおける運営状況と補助金制度に関する現状について以下のとおり示します。

(1) 児童クラブの運営状況

各児童クラブ間で、運営に関する指標を比較すると、数値に大きな開きがあります。

◆放課後児童クラブ運営に関する指標(令和5年度実績)

1. 月額利用料

上位	下位	平均値
12,500 円	5,000 円	9,349 円

2. 事業費に対する保護者負担金割合※

上位	下位	平均値
46.2%	13.1%	33.2%

3. 事業費に対する人件費割合

上位	下位	平均値
89.0%	57.6%	74.3%

4. 利用児童 1 人当たりの事業費

上位	下位	平均値
880,616 円	227,985 円	367,480 円

5. 利用児童 1 人当たりの人件費

上位	下位	平均値
716,231 円	131,335 円	274,163 円

6. 利用児童 1 人当たりの管理運営費

上位	下位	平均値
134,309 円	16,074 円	61,082 円

7. 利用児童 1 人当たりの児童処遇費※2

上位	下位	平均値
41,395 円	7,281 円	22,407 円

8. 支援員1人当たりの利用児童数

上位	下位	平均値
17.5 人	4.3 人	10.1 人

※1 月額利用料以外に長期休業期加算、入会金等を含む

※2 児童処遇費とは、おやつ代や教材費などの児童にかかる費用

※ 注意:項目ごとの最上位、最下位であり、同一児童クラブではありません

この差が生じる主な原因は、大きく以下の 3 点あるものと推測されます。

- ・ 運営主体の違いによる事業費に対する考え方の差であり、保護者会が運営する場合は利益を求めず必要経費のみで運営しますが、法人へ委託している場合はある程度の収益も考慮して運営されるため、ここで大きな違いが生まれます。
- ・ 各児童クラブの運営方針の違いであり、例えば、支援員をしっかりと確保するために待遇を手厚くするなど、児童クラブごとに運営に対する考え方が異なることも、数値に差が生じる要因となっています。
- ・ 補助金などの収入額の違いであり、各児童クラブの開所日数や児童数によって受け取れる補助金等の金額が変わることも、運営費に影響を与えていると考えられます。

(2)補助金制度に関する現状

児童クラブへの補助金については、国の基準を満たすクラブに対し、国・県・市がそれぞれ補助対象経費の 1/3 を負担する形で交付しています。

国の基準は年間開設日数と児童利用数で決められており、年間開設日数 250 日以上が基本となります。なお、これ以下でも特例で国の補助対象に該当するケースがありますが、年間開設日数 199 日以下の児童クラブは補助対象外となります。

開所日数や児童数の違いにより各児童クラブ間の事業費に対する補助金割合や利用児童 1 人当たりの補助金の数値に大きな格差があります。

◆放課後児童クラブ運営費補助金算定基準(概要)

令和 7 年度 基準額

年間開設日数	利用児童数	補助基準額	
250日～	46～70 人	国庫補助基準	※下記基準額より人数に応じて減額される
	36～45 人	国庫補助基準	基準額 5,117 千円 ※3
	20～35 人	国庫補助基準	※上記基準額より人数に応じて減額される
	1～19人	国庫補助基準	基準額 2,794 千円 ※2
200～249日	20 人～	国庫補助基準(特例)(※1)	基準額 3,356 千円 ※3
	1～19人	国庫補助基準(特例)(※1, 2)	基準額 1,881 千円 ※3
～199日		補助対象外	

※1 年間開設日数が 250 日未満で国庫補助基準に該当するクラブは、開設日数のニーズ調査の提出が必要となります。(利用ニーズが無いが、利用希望が少ない等の理由で開設できないことを示すため)

※2 この基準額は、19 人の時の基準額で、それ以下の児童数の時は一定額が減額されていきます。

※3 人数に応じた減額ははありません。

◆放課後児童クラブ活動事業補助金の推移(過去 5 年間)

年度	補助金	児童クラブあたりの 平均交付額
R6	318,542,171円	7,584,337 円
R5	299,644,200 円	7,308,395 円
R4	268,662,832 円	6,888,791 円
R3	300,580,235 円	7,514,506 円
R2	304,016,532 円	7,600,413 円

※ R2,R3 は新型コロナウイルス感染症の補助金を含む

◆放課後児童クラブ運営に関する指標(令和5年度実績)

1. 事業費に対する補助金割合

上位	下位	平均値
90.9%	46.7%	66.2%

2. 利用児童 1 人当たりの補助金

上位	下位	平均値
688,349 円	114,433 円	245,927 円

5. 運営の課題

市が運営主体として責任を持って事業を推進するにあたり、児童クラブ運営の課題を列挙しました。

(1)利用者ニーズの把握とサービスの現状

- ・保護者が児童クラブに求めるニーズが多様化してきています。
- ・全体の児童数が減少しているものの、通所人数は増加しています。特に低学年の児童の利用が増えているため、きめ細やかな対応ができない場合があります。
- ・児童クラブごとに月額利用料や事業費等に差があり、特に児童処遇費については大きな差がみられます。その結果、各児童クラブでサービスにも格差が生じている現状です。

(2)支援員の確保

- ・支援員1人当たりの利用児童数に各児童クラブ間で大きな差があることから、支援員確保に苦慮している児童クラブがあります。
- ・事業費に対する人件費割合や利用児童 1 人当たりの人件費においても各児童クラブ間で大きな差がみられ、児童クラブごとの雇用内容や条件、労働環境に違いがあります。
- ・支援員の資質の向上が求められている現状です。

(3)行政サービスとしての運営

- ・児童クラブが提供するサービスの平準化に取り組む必要があります。
- ・利用料や開所時間など、運営方法における格差の是正や事業全体の公平性の確保を図る必要があります。
- ・利用児童1人当たりの管理運営費に各児童クラブ間で大きな差があり、スケールメリットを活かした事業の効率、コスト削減を図る必要があります。
- ・児童クラブを運営する主体の運営状況について、その透明性を確保する必要があります。
- ・支援員の慢性的な人手不足の解消とともに支援員の資質向上に向けた取り組みが必要です。
- ・補助金申請等の手続きに関する事務業務の改善が求められます
- ・利用者の声が反映される体制の構築に取り組む必要があります。
- ・家庭・学校・地域と協力して、連携体制を構築する取り組みが必要です。

(4)補助金制度の適正な運用

- ・児童クラブ間での事業費に対する補助金割合に大きな差があり、補助金制度の活用にも差が生じています。
- ・国や県の補助金制度が複雑であり、年度ごとの変更も多いことから、補助金制度の正確な把握と情報提供に取り組む必要があります。

6. 基本方針

5.運営の課題で列挙した課題から、以下の基本方針を定めて事業を進めていきます。

(1)最善の保育の提供

- ① 利用ニーズに合った保育サービスの提供（延長、土曜日開所等）を行います。
- ② 運営に対して適切な利用料の設定や支援員の確保に努めます。
- ③ 支援員の資質の向上のため、研修等を実施していきます。
- ④ 学力支援や健全育成のための民間サービスを活用できる仕組みを検討していきます。

(2)児童クラブの運営体制

- ① これまでの保護者会運営から、市が運営主体として責任を持ち、事業を推進します。すべての児童クラブが指定管理者制度に移行できるように取り組んでいきます。
- ② 児童クラブが提供するサービスの平準化のため、「松阪市放課後児童クラブ運営基準」を策定します。
- ③ 指定管理者に対して、保護者等が意見を述べることができる組織を作ります。また、学校と指定管理者とが連携できるような仕組みづくりに取り組みます。
- ④ 指定管理者間の提供するサービスの平準化と先進的な取組の横展開などを図るため、指定管理者間の情報交換の場の構築に取り組みます。
- ⑤ 指定管理者だけでは解決できないトラブル等を迅速に解決するため、生涯学習課内に放課後児童クラブに関するホットラインを開設する取り組みを行います。

7. 基本方針実現のための方策

市が運営主体として責任を持って事業を推進するにあたり、基本方針の実現に向けて、運営の課題を踏まえ以下に示した取組を進めていきます。

(1) 児童クラブについては、現行のクラブ数を基本として進めます。

小中学校の再編活性化の取組が進んでいますが、児童クラブのあり方については、現行の42クラブを基本とした取組を進めます。今後の児童クラブの再編については、地域、保護者等の意見も聞きつつ慎重に進めていきます。

(2) 指定管理者制度の導入に向けては、以下の項目に留意しつつ取組を進めます。

- ① 制度の導入に当たっては、児童クラブが提供するサービスの平準化及びスケールメリットを生かした事業の効率化が図られるよう概ね中学校区単位を基本とし、現行の運営者の意見も聞きつつ、慎重に取組を進めます。
- ② 児童クラブが提供するサービスの平準化に取り組むため、利用料金を一律化するとともに、市内の統一の児童クラブの運営上の基準である「松阪市放課後児童クラブ運営基準」を策定し、提供するサービスの統一化を図ります。
- ③ 指定管理者制度の導入により、児童クラブの指定管理者側と地域、保護者あるいは学校等との意見や要望が届きにくくなることも想定されることから、地域、保護者あるいは学校等が継続的に児童クラブを見守っていけるような仕組みづくりに取り組みます。
- ④ 指定管理者制度の導入により、複数の指定管理者が提供するサービスの平準化や先進的な取組の横展開などを図るため、指定管理者間の情報交換の場の構築に取り組めます。
- ⑤ 児童クラブを利用する児童や保護者の声を直接受け止める仕組みや、指定管理者だけで解決が難しいトラブル等への迅速な対応を可能にするため、生涯学習課内に「放課後児童クラブに関するホットライン」の開設に取り組めます。

8. 指定管理者制度導入へのスケジュール

指定管理者制度の導入については、令和８年度に基本方針を公表し、松阪市が運営主体として責任を持って事業を推進するにあたり、その方向性を示します。また、運営基準につきましては、指定管理者制度の導入にあわせて検討を行い、市内統一の児童クラブの運営基準である「松阪市放課後児童クラブ運営基準」を策定し、提供するサービスの統一化に向けた方向性を示します。さらに、指定管理者選定委員会を設置し、運営事業者の選定に取り組んでいきます。

令和９年度には市内５児童クラブ程度を対象とした指定管理者制度の導入に取り組む予定です。これ以降、令和１３年度までの５年間にわたり順次制度の導入を進め、令和１４年度には完全移行を目指します。

年度		段階的な移行	完全移行
R8	・基本方針の公表 ・運営基準の策定 ・指定管理者選定委員会の設置		
R9			
R10			
R11			
R12			
R13			
R14			